

# 国立大学法人東京外国語大学附属図書館規程

〔平成 4 年 4 月 30 日  
全 部 改 正〕

改正 平成 16 年 12 月 28 日規則第 231 号  
平成 22 年 9 月 28 日規則第 51 号  
平成 28 年 3 月 25 日附属図書館規則第 1 号  
令和 4 年 11 月 1 日附属図書館規則第 1 号

東京外国語大学附属図書館規程（昭和 30 年 1 月 15 日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則（令和 2 年 3 月 26 日制定）第 19 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学附属図書館（以下「図書館」という。）の管理・運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 図書館は、教育及び研究の活動に資するため、図書及びその他の学術情報資料を収集管理し、本学の職員及び学生の利用に供するとともに、広く学術の発展に寄与することを目的とする。

（館長）

第 3 条 図書館に館長を置く。

- 2 館長は、図書館の管理・運営を統括する。
- 3 館長に関し必要な事項は、別に定める。

（図書館委員会）

第 4 条 図書館の管理・運営に関する事項を審議するため、図書館に図書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（利用）

第 5 条 図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

（文献複写）

第 6 条 図書館が受託する文献複写に関し必要な事項は、別に定める。

（寄贈及び委託）

第 7 条 図書館は、図書の寄贈及び委託を受けることができる。

- 2 寄贈又は委託された図書は、図書館所蔵資料に準じ取り扱うものとする。

（雑則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、図書館の管理・運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 30 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年12月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、国立大学法人東京外国語大学学術情報室規程（平成21年規則第149号）第4条第3号により、平成22年9月30日に学術情報室員である者は、第4条第4項に規定する者として指名されたものとみなし、その任期は、第4条第5項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。